

特定建設作業の届出案内

騒音規制法 振動規制法 仙台市公害防止条例

提出前に最終確認！

- 届出期限: 提出日 = 作業の開始日 - **8日** (→p.2)
- 届出者は**元請業者**である。(→p.2)
- 添付書類がそろっている(→p.6,7)
 - ①周辺の地図
 - ②作業現場の見取り図
 - ③工程表この他、機械のカタログ等あれば添付してください。
- 提出書類は**2部**ある。(1部はコピー可) (→p.1)

特定建設作業の届出について

1. 建設作業騒音・振動の規制について

騒音・振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業として定め、騒音・振動の大きさの規制基準及び事前の届出制度を定めています。

特定建設作業に伴う騒音・振動が規制基準に適合せず、周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、騒音又は振動の防止の方法の改善、又はその他必要な措置をとるべきことの勧告又は命令を行うことがあります。

また、仙台市公害防止条例においても指定建設作業を定め、騒音・振動の大きさの規制基準を定めています。（届出の必要はありません。）

2. 届出内容について

特定建設作業を行う場合は、下記内容により事前に届出をして下さい。

関係法令	騒音規制法・振動規制法	
届出内容		
指定地域	都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内（同法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）	
届出を要する作業	法律で定める特定建設作業は事前の届出が必要です。なお、市条例で定める指定建設作業については、届出は必要ありません。	
届出者・届出期限	届出義務者は当該作業の 元請者 で、建設作業開始の7日前（3.届出の際の留意事項を参照）までに届出なければなりません。	
規則に伴う罰則	届出をしなかったり、改善命令に従わない場合などの場合は、罰則が適用されることがあります。	
届出様式・書類等	届出様式	記載例1を参照して下さい。
	添付書類（注1）	付近の地図（注2）、現場見取図及び工事工程表を添付して下さい。（記載例1,2参照）
	届出部数	正本1通、写し1通を提出して下さい。（1通は控えとして返却します）
届出先・問合せ先	〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階 仙台市環境局環境部環境対策課推進係 電話 261-1111 内線3341～3342 直通214-8221 郵送による届出も可能： （郵送の場合の届け先）〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1	

（注1）騒音、振動の防止方法の一つとして、付近住民への事前説明をお願いしておりますが、実施後、その内容を報告いただいております。

（注2）付近の地図について、インターネットの地図検索サイト等を利用して印刷した地図の使用は、著作権に抵触する場合があります。著作権者の許諾等が得られない場合は、手書きで作成または地理院地図等をご利用下さい。なお、地理院地図を利用するには、出典等を明示する必要があります（詳しくは国土地理院ホームページをご参照ください）。

3. 届出の際の留意事項について

(1) 届出者について

- ① 届出者は、発注者から直接請負った**元請業者**です。
- ② 法人における届出者は、法人の意思の決定又は実行に参与する地位にあり、その行為が法人の行為とみなされる代表者になります。
- ③ 届出書に押印は不要です。ただし、提出後、届出内容について確認のため連絡させて頂くことがあります。

(例) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇建設株式会社 取締役社長 東京 太郎

- ④ 届出者が共同企業体の場合は、企業体の名称を記入した上、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記し、届出書を提出して下さい。

(例) 甲・乙・丙建設企業共同体
代表者 仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
甲建設株式会社 取締役社長 青葉 次郎

(2) 届出期限について

特定建設作業の届出は、作業開始日の7日前までとなっております。但し、日数の算出には届出日は含みません。従って、**作業開始日の8日以前**に届出を行う必要があります。(例1)

なお、届出期限日が休日及び土日などの閉庁日の場合は、その前までに届出を行う必要があります(例2)。

(例1)

日	月	火	水	木	金	土
届出期限						
9	10	11	12	13	14	15
作業開始日						
16	17	18	19	20	21	22

(例2)

日	月	火	水	木	金	土
届出期限						土
9	10	11	12	13	14	15
作業開始日						
16	17	18	19	20	21	22
作業開始日						
23	24	25	26	27	28	29

建設作業騒音・振動の規制基準

騒音		くい打等作業	びょう打作業	破碎・切削作業	掘削作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント等を設ける作業	締固め作業	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業	
騒音規制法	特定建設作業 (届出必要)	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)	びょう打ち機を使用する作業	さく岩機、ブレーカーを使用する作業(※1)	バックホウ(指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上)、トラクターショベル(指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上)、ブルドーザー(指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上)(※2)	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く) (注)さく岩機は破碎・切削作業として届出が必要	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> (例) 定格出力15kW以上のエンジン駆動コンプレッサを動力として、ハンドブレーカを使用する場合 ↓ ハンドブレーカ=騒音の特定建設作業(破碎・切削作業)として届出が必要 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (例) 定格出力15kW以上のエンジン駆動コンプレッサを動力として、リベット打ち作業をする場合 ↓ リベッター=騒音の特定建設作業(びょう打ち作業)、コンプレッサ=騒音の特定建設作業(空気圧縮機を使用する作業)として届出が必要 </div>	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業	
	届出が必要な使用機械の例	既成くい直接打ち込み工法で使用するディーゼルハンマ、電動パイプロハンマ、油圧パイプロハンマ、エアハンマ、スチームハンマ等	リベットハンマ(リベッター、リベッティングハンマ、リベットガン)等	ハンドハンマ(電動ピックを含む)、ハンドブレーカ、油圧ブレーカ(ジャイアントブレーカ)、ドリフト、レッグハンマ、ジャックハンマ、クロラドリル等	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー	エンジン駆動方式の空気圧縮機(ディーゼルエンジン駆動コンプレッサ)等	工事現場に一時的に設置するコンクリートプラント、アスファルトプラント、アスファルトサイクリングプラント			
	届出を要しない使用機械の例	アースオーガーを使用する既成くいの埋込み工法(中掘工法、プレボーリング工法等)、回転くい工法(NSエコパイル、つばさくい等)、場所打ちくい工法(オールケーシング、アースドリル等)	電動ナットレンチ、トルクレンチ、インパクトレンチ、ステープルガン等	コンクリート圧砕機、ニブラ、小割機、コンクリートカッター、サンダー等	超低騒音型または低騒音型として環境省が指定するもの(注)低騒音型バックホウでも、ジャイアントブレーカーを付けて使用する場合はさく岩機として届出が必要	電動コンプレッサ	ミキサー車、ミキサー、モルタル製造用コンクリートプラント等			
	敷地境界線における騒音の大きさ	85dB(A)								
公害防止条例 仙台市	指定建設作業 (届出不要)	/	/	ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業(※1)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1) (騒音規制法にもとづく特定建設作業を除く)	/	/	/	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動ブレード、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(※1)	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの(注)電動ピックは破碎・切削作業として届出が必要
	敷地境界線における騒音の大きさ	80dB(A) (※3)								

振動		くい打等作業	建築物の解体・破壊作業	破碎・切削作業	掘削作業	締固め作業
(令和4年6月改訂)	特定建設作業 (届出必要)	くい打機、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業(※1)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (例) 低騒音型に指定されたバックホウにジャイアントブレーカーを装着して使用する場合 ↓ ジャイアントブレーカー=騒音および振動の特定建設作業(破碎・切削作業)として届出が必要 (低騒音型バックホウは届出不要) </div>	/
	届出が必要な使用機械の例	ディーゼルハンマ、電動パイプロハンマ、油圧パイプロハンマ、エアハンマ、スチームハンマ、油圧ハンマ等	舗装版破碎機(ドロップハンマ車)で、1日の移動距離が50m未満のもの。	エアハンマ、油圧ブレーカー(ジャイアントブレーカー)等 (注)ハンドブレーカー・電動ピックは届出不要		
	敷地境界線における振動の大きさ	75dB				
公害防止条例 仙台市	指定建設作業 (届出不要)	/	/	/	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)	振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業(※1)
	敷地境界線における振動の大きさ	75dB(※3)				

【注釈】

※1 作業地点が連続的に移動するものにあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。

※2 「指定するもの」とは、環境庁告示54号に基づく、国土交通省告示により低騒音型建設機械として指定されたもの。

※3 仙台市公害防止条例施行規則第6条第1項第2号に掲げる区域内(学校、病院等の敷地周囲おおむね50メートル以内の区域)においては、騒音も振動もこの値から5dB(A)を減じた値とする。

【区域区分】1号区域+2号区域=工業専用地域を除く都市計画区域

- 1号区域
- ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域
 - ・工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域
- 2号区域
- ・工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域

【基準適用】

この基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない。

作業時間	1号区域	午前7時～午後7時	ア、イ、ウ、エ
	2号区域	午前6時～午後10時(但し、指定建設作業は午前6時～午後9時)	
一日における延作業時間	1号区域	10時間以内	ア、イ
	2号区域	14時間以内	
同一場所における連続作業期間	1号区域	6日以内	ア、イ
	2号区域		
日曜・休日における作業	1号区域	禁止	ア、イ、ウ、エ、オ
	2号区域		

【作業時間等の適用除外】

- ア. 災害その他非常事態発生の場合
- イ. 人の生命又は身体に対する危険を防止する作業を行う場合
- ウ. 鉄道、軌道上の正常な運行確保のための作業を行う場合
- エ. 道路法による道路占有許可条件及び道交法による道路使用許可条件夜間(休日)指定の場合
- オ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合

様式第9(第10条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

仙台市長 殿

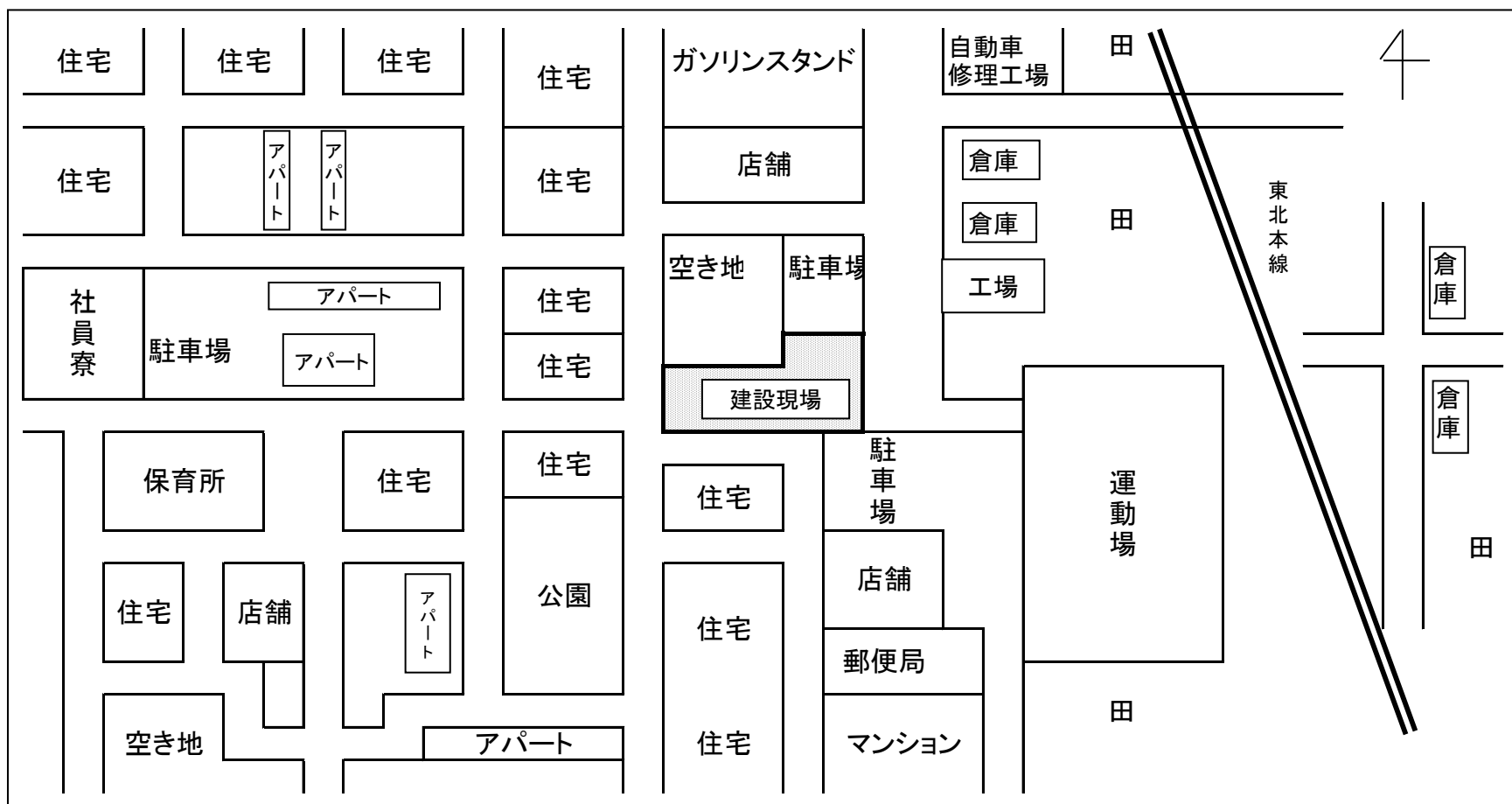
届出者 住所 仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
 電話 〇〇〇—〇〇〇〇
 氏名又は名称 〇〇建設株式会社
 代表者名 代表取締役 仙台 太郎

特定建設作業を実施するので 騒音規制法 振動規制法 第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	Kマンション新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	・既設コンクリート〇階建ての解体工事 ・新築建物の基礎くい工事			
特定建設作業の種類 (該当する作業を○で囲むこと)	騒音	1.くい打機等(アースオーガ併用を除く) 2.びょう打機③さく岩機(ブレーカー) 4.空気圧縮機 5.コンクリートプラント等 6.バックホウ 7.トラクターショベル 8.ブルドーザー		
	振動	①くい打機等 2.鋼球 3.舗装版破砕機④ブレーカー(手持式を除く)		
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様 (上記欄の作業に使用するもの)	騒音	ブレーカー(〇〇社製) 打撃力〇〇kg		
	振動	ディーゼルハンマー(アースオーガ併用)(〇〇社製) ラム重量〇〇kg ブレーカー(〇〇社製) 打撃力〇〇kg		
特定建設作業の場所	仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号			
特定建設作業の実施の期間	自 〇年 〇月 〇日		〇〇 日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8時	至 17時	平日	8時間
			53日間	424時間
騒音・振動の防止の方法	・近隣住民に〇月〇日に工事内容を説明 ・アースオーガ併用より打撃回数を減らす ・現場周辺に高さ3mの万能鋼板により囲いを設ける			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇株式会社 代表取締役 青葉 一郎		電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 現場責任者 宮城 太一		電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (株)〇〇組 代表取締役社長 若林 幸助		電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 宮城野 宗助		電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇	
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

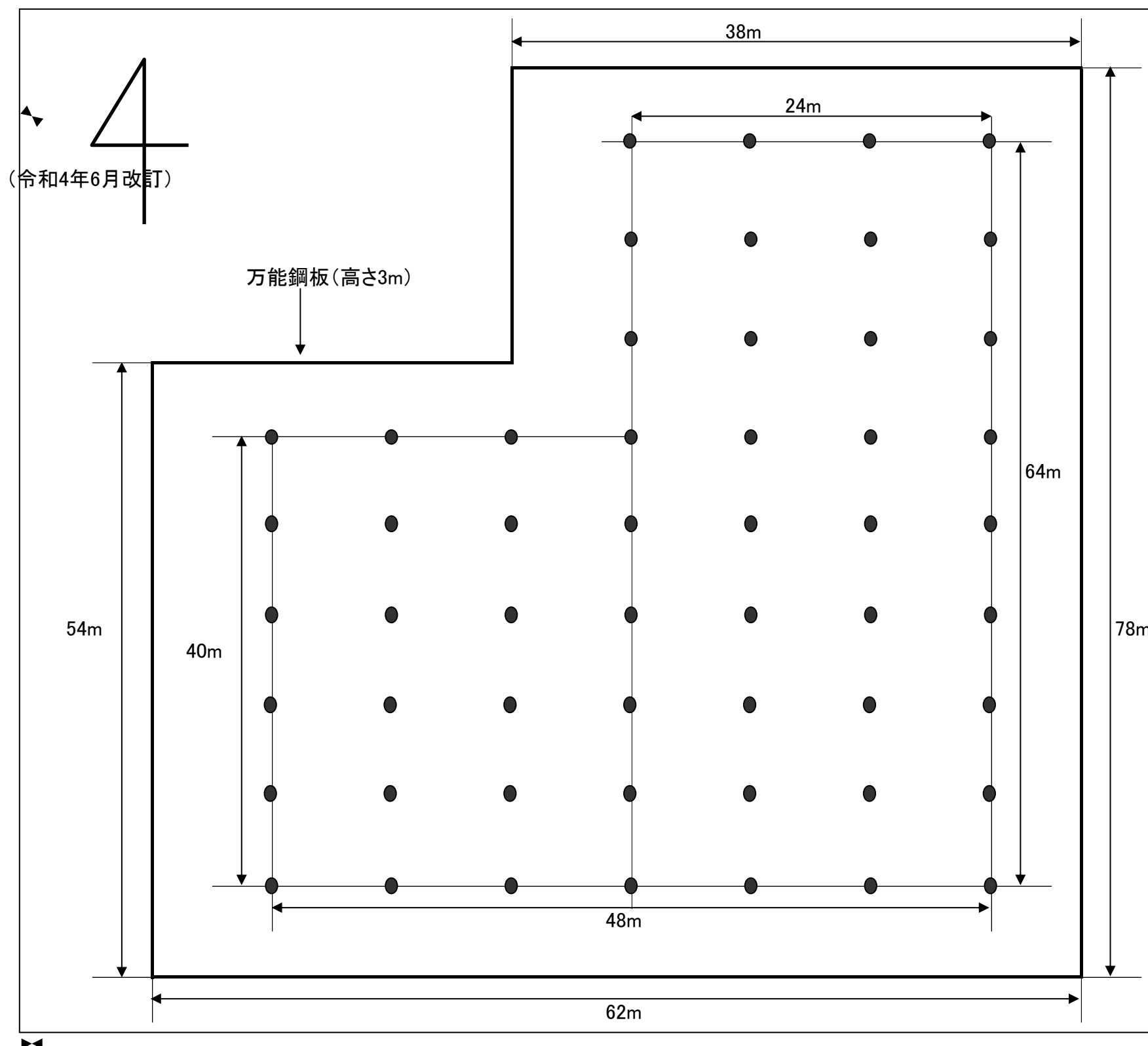
- 備考
- 1 特定建設作業の種類欄には、騒音・振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 2 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 3 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - 4 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1. 現場周辺の地図(敷地境界から約100mの範囲)



(注) インターネットの地図検索サイト等を利用して印刷した地図の使用は、著作権に抵触する場合があります。著作権者の許諾等が得られない場合は、手書きで作成または地理院地図等をご利用下さい。なお、地理院地図を利用するには、出典等を明示する必要があります(詳しくは国土地理院ホームページをご参照ください)。

2. 現場の見取り図(作業や防音対策の位置、敷地境界までの距離等が分かるもの)



工程表

工期	着工予定	年 月 日
	完成予定	年 月 日

件名 Kマンション新築工事

事項	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
仮設工事	—							—
はつり工事	プレーカー							
土工事	—					—		
地業工事		PC杭 栗石		—	—		—	
コンクリート工事		ステ基礎	1F 2F 3F 4F	5F				
鉄筋工事		基礎	1F 2F 3F 4F	5F				
鉄骨工事					建方リベット			
型枠工事		基礎	1F 2F 3F 4F	5F				
防水工事						—		
ブロック工事					—	—		
木工事						—	—	
建具工事					鋼製建具		木製建具	
左官工事						外部	内部	
内装工事					—	—	—	—
塗装工事							外装	内装
金属工事					—	—		
雑工事							万能鋼板(高さ3m)	

○年○月○日

仙台市長 殿

請負人 ○○○○